平成２３年（フ）第１５３３号
埼玉県新座市新堀１丁目７番４号　ウォーターパーク塚本Ｆ－Ⅱ号室、旧住所埼玉県新座市栗原４丁目10番26―307号
債務者　紺野　　健
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３４号
埼玉県新座市新堀１丁目７番４号　ウォーターパーク塚本Ｆ－Ⅱ号室、旧住所埼玉県新座市栗原４丁目10番26―307号
債務者　李　　花
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４９号
埼玉県上尾市浅間台４丁目18番地19
債務者　成海　仁美
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８５号
埼玉県川口市領家５丁目２番４号　ユニコム社宅４－Ｂ
債務者　田中　あい
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６４号
埼玉県幸手市栄２番５―104号
債務者　山内　和夫
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６５号
埼玉県幸手市栄２番５―104号
債務者　山内　訓子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６６号
埼玉県川口市大字小谷場978番地の３　緑ケ丘ハイツ103号
債務者　寺内　　誠（旧姓最上）
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６９１号
埼玉県狭山市入間川４丁目12番24号　つつじ荘Ｄ号
債務者　村山二三一
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９２号
静岡県伊東市桜ガ丘１丁目５番８号、従前の住所地静岡県伊東市弥生町６番10号
債務者　青木　正夫
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
静岡県駿東郡小山町竹之下1365番地の２
債務者　勝亦　久美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４１３号
静岡県伊東市荻412番地の５　角折住宅Ｉ棟556号
債務者　遠藤　有加
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１６号
札幌市南区澄川３条１丁目11番１号　カサデューク澄川50棟201号
債務者　今　　唱悟
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３９５号
北海道千歳市日の出５丁目11番９号
債務者　山本　有香
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４１３号
北海道石狩市花川南９条３丁目18番地
債務者　水木かおり
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２５号
札幌市中央区南18条西９丁目２番16号　メゾン山鼻101号
債務者　有吉　則明
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３４号
札幌市西区発寒８条５丁目２番５―305号
債務者　加藤　丈雄
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５８４号
札幌市東区北21条東20丁目４番５号
債務者　高橋　雄介
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部